



住民税非課税世帯などへの臨時特別給付金を 受け取るには確認書の提出が必要です

最短の提出期限は
4/25(月)です

住民税非課税世帯などに、1世帯当たり10万円の臨時特別給付金を支給します。支給するための確認書などを、対象世帯の世帯主宛てに、1月下旬～2月中旬にお送りしました(右写真)。提出期限は、発行日から3カ月です。確認書を紛失した場合は、お問い合わせください。詳細は、区HP(コード①)をご覧くださいか、お問い合わせください。



①



①要件確認書 ②手続き方法の案内
③返信用封筒

目黒区臨時特別給付金専用ダイヤル
☎0120-565-229
(8:30~17:00。土・日曜日、祝日を除く)

区内閣府コールセンター
☎0120-526-145
(9:00~20:00。無休)

配偶者やその他親族からの暴力など(DV)を理由に 避難しているかたへ

DVなどで住民票を動かさず目黒区に避難中のかたも、ご自身が受給できる可能性があります。また、住民票上の世帯主が既に給付金を受け取っている場合でも、一定の要件(DV避難中であることの証明と収入要件)を満たせば、受給できます。詳細は、臨時給付金課(☎5722-7065、FAX5722-7069)にお問い合わせください。

給付金詐欺に注意

区や区内閣府などが、ATMの操作をお願いすることや、給付のために手数料の振り込みを求めるとは、絶対にありません。不審な電話や郵便物だと思ったら、消費生活センター(☎3711-1140)や警察署、警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

コロナ禍の生活を支援します

次の3つの制度の申請期限を、6/30まで延長します。各制度の詳細は、HP(コード②~④)をご覧くださいか、お問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金



目黒区生活困窮者自立支援金相談窓口
(☎5722-7068、FAX5722-9062)

②

住居確保給付金の再支給



目黒区住居確保給付金再支給窓口
(☎5722-7049、FAX5722-9062)

③

緊急小口資金・総合支援資金



目黒区社会福祉協議会
(☎3711-4995、FAX3719-8715)

④

愛称は福祉のコンシェルジュ 福祉の総合相談窓口

こんなお悩みありませんか

👉 暮らしの相談

(☎5722-9370、FAX5722-9062)

経済的な理由などでお困りのかたの自立相談支援を行います。

相談例

- ・借金があり、生活が成り立たない
- ・家計が苦しい
- ・介護や医療費の負担が重い

👉 ふくしの相談

(☎5722-9064、FAX5722-9062)

保健福祉に関する相談支援を行います。

相談例

- ・家族の介護をしているが精神的にもつらい
- ・50代のひきこもりの家族について悩んでいる

制度や分野ごとに分かれた縦割りの支援ではなく、福祉のさまざまな相談を受け止め、相談者に寄り添い、解決に向けてサポートします。お困りのかたは、総合庁舎本館2階福祉総合課福祉の総合相談窓口「福祉のコンシェルジュ」へご相談ください。

目黒区福祉総合課くらしの相談係(☎5722-9370、FAX5722-9062)

🏠 住まいの相談

(☎5722-7237、FAX5722-9062)

高齢者、障害のあるかたなど、住宅の確保に特に配慮が必要なかたを住宅確保要配慮者といいます。住宅確保要配慮者を対象に、生活支援と一体的に相談支援を行います。

相談例

- ・住まいの確保が困難
- ・アパートの建て替えで、転居が必要
- ・立ち退きや契約更新時期で、現住所を転居しなければならない

地域包括支援センターや専門機関などと連携しながら、包括的に相談支援を行います



居住支援協議会を 設立します

住宅確保要配慮者の居住支援に関する必要な支援策について、地域福祉団体、不動産団体、行政が一体となって情報を共有し、課題解決に向けて専門的な検討・協議を行います。



▲相談先などを掲載したリーフレットを福祉の総合相談窓口で配布しています